

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 府中町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 補償交付金額 C	標準財政規模 A+B+C
9,023	0	461	9,484

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	13,024	12,840	184	175	3	15,907	
土地取得特別会計	0	0	-	-	-	-	
一般会計等計	13,024	12,840	184	175		15,907	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
下水道事業特別会計	2,330	2,330	-	-	904	9,837	6,975	
国民健康保険特別会計	5,382	5,380	2	2	369	-	-	
介護保険特別会計	2,356	2,271	85	85	344	-	-	
老人保健特別会計	4,505	4,505	-	-	371	-	-	
公営企業会計等計				87		9,837	6,975	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
安芸地区衛生施設管理組合(一般会計)	606	589	17	17	20	-	-	
広島県立総合医療センター(一般会計)	982	949	33	33	-	2,701	1,148	
広島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,393	1,221	172	172	2	-	-	
広島県市町公務災害補償組合(一般会計)	87	72	15	15	-	-	-	
一部事務組合等計				237		2,701	1,148	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等繰入金見込額	備考
府中町土地開発公社	9	123	5	-	-	1,767	-	207	
府中町開発公社	0	23	2	-	209	-	-	400	
地方公社・第三セクター等計			7	-	209	1,767	-	607	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,410	
減債基金		-	
その他充当可能基金		572	
充当可能基金計		1,982	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.75	1.85	△ 2.90	△ 13.42	△ 20.00	下水道事業特別会計		0.0	
連結実質赤字比率		2.77		△ 18.42	△ 40.00				
実質公債費比率	17.9	16.8	△ 1.1	25.0	35.0				
将来負担比率		161.1		350.0					
財政力指数	0.94	1.00	0.06						
経常収支比率	84.0	90.2	6.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。